

## 令和元年台風第 19 号の被害を受けた中小企業者等への補助

静岡県では、令和元年度台風第 19 号により被害を受けた静岡県内の中小企業者等の事業の再建を支援するため、施設等の復旧に要する経費の一部を助成します。  
概要等は以下のとおりです。（静岡県商工振興課のホームページ参照）

### 地域企業再建支援事業費補助金の概要

区 分	概 要														
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業基本法第 2 条第 1 項における会社及び個人</li> </ul>														
	業 種	以下のいずれかを満たすこと													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の額 又は出資の総額</th> <th>常時使用する 従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 (②～④を除く)</td> <td>3 億円以下</td> <td>300 人以下</td> </tr> <tr> <td>② 卸売業</td> <td>1 億円以下</td> <td>100 人以下</td> </tr> <tr> <td>③ サービス業</td> <td>50 百万円以下</td> <td>100 人以下</td> </tr> <tr> <td>④ 小売業</td> <td>50 百万円以下</td> <td>50 人以下</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数	① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 (②～④を除く)	3 億円以下	300 人以下	② 卸売業	1 億円以下	100 人以下	③ サービス業	50 百万円以下	100 人以下	④ 小売業	50 百万円以下
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数													
	① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 (②～④を除く)	3 億円以下	300 人以下												
	② 卸売業	1 億円以下	100 人以下												
③ サービス業	50 百万円以下	100 人以下													
④ 小売業	50 百万円以下	50 人以下													
<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 以下のものは除く 社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、 学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合等）、みなし大企業等</li> </ul>															
対 象 経 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の修繕、機械設備の修理・購入等</li> <li>※ 保険金などによる補償を受けた額は控除する</li> <li>※ 対象経費の合計額が 1.5 百万円以上の場合に申請可能</li> <li>※ 被災した日から令和 2 年 2 月 28 日（金曜日）までに支払いを完了したもの（これを超える場合は要相談）</li> </ul>														
補 助 率	3/4 以内														
上 限 額	75 百万円														
受 付 期 間	事前相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年 12 月 23 日（月）から令和 2 年 2 月 14 日（金）</li> <li>※申請前に必ず事前相談を行ってください（要予約） 制度の説明、申請書原稿の確認を行います 申請書手引き 5 ページ（県のホームページに掲載）を参照し、可能な限り下書きを持参してください</li> </ul>													
	書類申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年 2 月上旬（調整中）から令和 2 年 2 月 28 日（金）</li> </ul>													
問 合 せ	静岡県経済産業部商工振興課（県庁東館 7 階）054-221-2511														

## 中小企業向け支援制度説明会の開催

静岡県では、台風第19号により被災された事業者を対象に、中小企業向け支援制度の説明会を開催します。中部地区での説明会は下記のとおりです。

### 記

日 時：令和2年1月10日（金）午後1時30分から午後3時

会 場：静岡県庁西館4階第1会議室AB

静岡県葵区追手町9番6号

※ 駐車場には限りがありますので、できる限り公共交通機関のご利用をお願いいたします。

内 容：台風第19号に係る国の支援制度（関東経済産業局）

地域企業再建支援事業費補助金（静岡県）

問合せ先：静岡県経済産業部 商工業局 商工振興課

①補助制度の申請、事前相談に関すること

電話番号：054-221-2511

※年末年始（12月28日から1月5日まで）と土、日、祝日を除く

午前9時から午後5時まで

②説明会に関すること

電話番号：054-221-3648

※説明会は申し込みの必要はありません。

静岡県公式ホームページ：

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-510/taihuu19/20191211.html>